

教 生 学 第 2 2 5 号
令和 3 年(2021年) 6 月 11 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

校則の見直し等に関する取組事例について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から、別添写しのとおり連絡がありましたので通知します。

校則の見直しについては、令和元年（2019年）12月5日付け教生学第752号通知により、積極的な見直しを進めるようお願いしてきたところです。

つきましては、各道立学校においては、別添の取組事例も参考としながら、引き続き校則の見直し等に取り組むようお願いいたします。

また、各市町村教育委員会においては、所管の学校へ周知願います。

〔 高 校 教 育 課
義 務 教 育 課
特 別 支 援 教 育 課
生 徒 指 導 ・ 学 校 安 全 課 〕

校則の見直し等に関する取組事例について、所管の学校及び域内の教育委員会等へ周知をお願いいたします。



事務連絡
令和3年6月8日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

校則の見直し等に関する取組事例について

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記については、これまでも各学校において、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に応じて、校則の見直し等に取り組んでいただいているところです。しかしながら、昨今の報道等においては、学校における校則の内容や校則に基づく指導に関し、一部の事案において、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかといった旨の指摘もなされています。

生徒指導提要（平成22年3月文部科学省）においても示されているとおり、校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものです。児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定のきまりが必要です。また、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有しています。

校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要です。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則をやらせることのみでの指導になっていないか注意を払う必要があります。また、校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要です。

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏

まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければなりません。校則の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限ですが、見直しについて、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もあるほか、学校のホームページに校則を掲載することで見直しを促す例もあります。

また、校則の見直しは、児童生徒の校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていきこうとする態度を養うことにもつながり、児童生徒の主体性を培う機会にもなります。

これらを踏まえ、今般、教育委員会や学校における校則の見直し等に関する取組事例をまとめましたので、別添のとおりお知らせいたします。各教育委員会や学校等においては、別添の取組事例も参考としながら、引き続き、学校や地域の実態に応じて、校則の見直し等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

については、これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、御配慮をお願いいたします。

【別添】

- 別添1：校則の見直し等に関する取組事例について（教育委員会・学校）
- 別添2：校則について（生徒指導提要（平成22年3月文部科学省）より抜粋）

【参考】

生徒指導提要（平成22年3月文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008.htm



(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導企画係

電話番号 03-5253-4111（内線 3298）

03-6734-3298（直通）

e-mail s-sidou@mext.go.jp

校則の見直し等に関する取組事例について①

(教育委員会)

別添1

岐阜県教育委員会

- 平成30年9月、県立高等学校に対し、実態に即した運用や指導ができているか等の観点から、校則を見直すよう通知。
- 平成31年2月、校則の見直し状況について実態調査を実施。(対象:県立高等学校)
〔・制服着用時の下着の色等を制限:16校(26%) ・外泊・旅行の届け出や許可を求める:46校(75%)〕
※これらの校則については、見直しを促した結果、全て改定済。
- 令和元年11月、校則を県立高等学校のホームページへ掲載するよう依頼するとともに、見直し状況を再調査。
- 令和3年5月、県立学校に対し、校則について、以下の旨などを再通知。
 - ・スクール・ポリシーの策定も考慮し、学校運営協議会等で議論すること。
 - ・生徒が考える機会を設定するとともに、改定手続きを明文化するなど、生徒・保護者に周知すること。

長崎県教育委員会

- 令和2～3年にかけて、校則の内容について、実態調査を実施。(対象:県立高等学校、県内公立中学校)
〔・下着の色を「白」に指定している学校:138校(58%)〕
- 令和3年3月、県立学校に対し、人権に配慮した内容となっているかという観点等から、校則の見直しを行うことなどを通知。

鹿児島県教育委員会

- 令和2年度までの3年間における校則の見直し状況について、実態調査を実施。(対象:県内公立小・中・高等学校)。
〔校則の内容を改定した学校数 ※全学校で校則の内容の定期的な見直しは行われている。〕
・小学校:297校(64%) ・中学校146校(69%) ・高等学校58校(97%)
- 各学校に対し、校則の内容は、児童生徒の実情や保護者の考え方、地域の状況等を踏まえ、絶えず積極的に見直す必要があることなどを周知。

校則の見直し等に関する取組事例について②

(学校)

公立中学校における取組事例

(生徒間における校則についての議論)

- 校則の見直しのため、各学級で校則の見直してほしい箇所、学校生活上のルールで変更してほしいことを議論。
- 生徒総会で校則を議題に取り上げ、生徒間で協議を実施。協議を踏まえ、生徒会から学校側へ校則の見直しに関する要望を提出。

(生徒の要望を踏まえた校則の見直し)

- 生徒たちの要望を踏まえ、学校側でも校則の見直しについて協議し、身なり等に関する校則を改定。

公立高等学校における取組事例

(校則に関する生徒・保護者・地域へのヒアリング)

- 学校側が中心となって、学校評議員会、PTA会議、生徒会に対し、現行の校則に関して、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取し、それを踏まえて校則を改定。

(校則のホームページ掲載)

- 生徒、保護者、地域の校則に関する意識を高めるとともに、学校における見直しを促すため、校則を学校のホームページに掲載。

(入学希望者への校則の周知)

- 児童生徒・保護者との共通理解を図るため、学校への入学を希望する中学生を対象とした学校説明会において校則の内容等について説明。

1 校則の性質

- ✓ 校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものである。
- ✓ 校則について定める法令の規定は特にはないが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされている。
- ✓ 判例によると、社会通念上合理的と認められる範囲で、校長は、校則などにより児童生徒を規律する包括的な権能を持つと解されており、校則の内容については、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められるとされている。

2 校則の内容と運用

(1)校則の主な内容

- 校則には、学業時刻や児童会・生徒会活動などに関する規則だけでなく、服装、頭髪、校内外の生活に関する事項など、様々なものが含まれている。校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定められることとなるので、学校種や児童生徒の実情、地域の状況、校風など、学校がその特色を生かし、創意工夫ある定め方ができる。
- ただし、しつけや道徳、健康などに関する事項で、細かいところまで規制するような内容は、校則とするのではなく、学校の教育目標として位置付けた取組とすることや、児童生徒の主体的な取組に任せることで足りると考えられる。

【校則の例】

- ・ 通学、欠席や早退等の手続き、欠席・欠課の扱い、考査に関するもの（登下校の時間、自転車・オートバイの使用等）
- ・ 校内外の生活に関するもの（授業時間、給食、環境美化、あいさつ、交通安全、校外での遊び、アルバイト等）
- ・ 服装、髪型、所持品に関するもの（制服や体操着の着用、パーマ・脱色、化粧、不要物、金銭等）

校則について ②

2 校則の内容と運用

(2) 校則の運用

- 校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみでの指導になっていないか注意を払う必要がある。
- 校則に違反した児童生徒に懲戒等の措置をとる場合があるが、その際には、問題の背景など児童生徒の個々の事情にも十分に留意し、当該措置が単なる制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含めて、児童生徒の内省を促し、主体的・自律的に行動することができるようにするなど、教育的効果を持つものとなるよう配慮しなければならない。
- 校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要。そのため、校則は、入学時までなどに、あらかじめ児童生徒・保護者に周知しておく必要がある。その際には、校則に反する行為があった場合に、どのような対応を行うのか、その基準と併せて周知することも重要。

(3) 校則の見直し

- 学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならない。
- 校則の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限であるが、見直しの際には、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もある。

(※)「生徒指導提要」(平成22年3月文部科学省)より抜粋。

(※)制服については、「学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて(通知)」(平成30年3月19日付け29初財務第26号)も参照。